平成２２年（フ）第１７号
鳥取県倉吉市伊木277番地　藤井アパート
債務者　平田惠美子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２７号
鳥取県東伯郡北栄町六尾422番地
債務者　池平　清司
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第４３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾586番地104
債務者　野口　摩衣
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第４６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭440番地11
債務者　佐本富美子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５０号
鳥取県倉吉市葵町596番地
債務者　奥田　芳枝
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５９６号
広島市佐伯区海老園４丁目７番15―102号
債務者　福岡　律子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０６号
広島市安芸区矢野東２丁目６番５―202号
債務者　山根　幸三
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８３号
広島市西区小河内町２丁目７番13―202号
債務者　鳥越美知子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２１号
広島市南区皆実町５丁目10番32号
債務者　岡崎　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２７号
広島市東区福田２丁目3878番地　B202
債務者　牛谷　美沙
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６１号
広島市安佐南区沼田町大字伴4980番地の４
債務者　堀上　敬之
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
福岡県久留米市中央町20番地43　リブレア久留米駅前Ａ棟202号
債務者　川端多江美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１４号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番31―21号
債務者　武田まゆ美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目48番５号
債務者　竹岡　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目48番５号
債務者　竹岡　　進
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６７５号
大阪府門真市東田町９番26号
債務者　北川智砂こと　森本　智砂
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１９号
大阪府茨木市三島丘２丁目17番16号
債務者　間野　　博
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部